

まもる なおす つくる

^み「見る」から始める

大館市 景観計画
景観形成に向けたガイドライン

令和8年4月

目次

第1章 景観形成に向けたガイドラインの位置付け.....	1
1. 景観形成に向けたガイドラインの目的.....	1
2. 景観ガイドラインの使い方.....	2
第2章 景観配慮事項.....	5
1. 景観配慮事項の一覧.....	5
2. 配慮事項の解説.....	8
第3章 景観形成基準.....	29
1. 景観形成基準の一覧.....	29
2. 景観形成基準の解説.....	31
第4章 色彩に関する基本的な考え方.....	35
第5章 届出に必要な書類一覧.....	37

第1章 景観形成に向けたガイドラインの位置付け

1. 景観形成に向けたガイドラインの目的

大館市（以下、「本市」という。）は「三方を山々に囲まれ、河川によって栄え」ており、「市内に広がる田園が育む地域資源」、「大館・比内・田代の歴史的風致」、「官民連携で創り、育ててきた景観」が広がります。



長木川から望む鳳凰山



豊かな田園景観



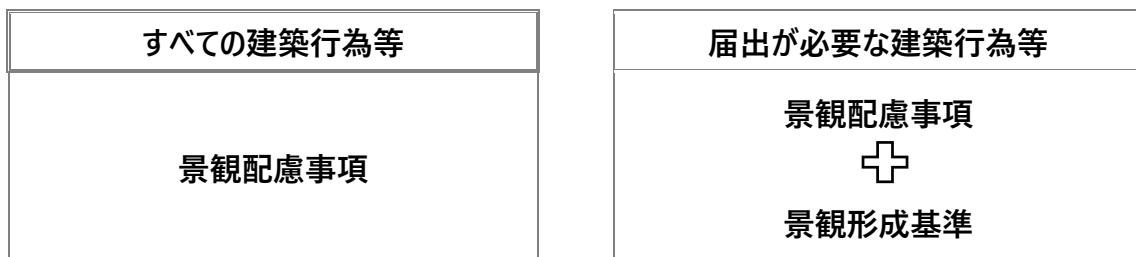
市民が育む十ノ瀬藤の郷

これら『大館だなぁ』という景観を見つめ、磨き上げることで、大館に対する自信と誇りを高め、市民・事業者・行政の協働により、住み続けたい大館にするべく、令和7年10月に「大館市景観計画」を策定し、目指すべき将来の景観像や良好な景観の形成に関する方針などを定めました。

本市では、地域特性を生かした景観形成を進めるため、市民・事業者・行政が行う建築行為等に対して、「景観配慮事項」と「景観形成基準」を定めて、配慮や工夫を促します。

「景観配慮事項」とは、すべての建築行為等に対して、各主体が配慮を要する内容です。

また、「景観形成基準」とは、規定した規模以上の行為について、「景観配慮事項」に加えて、さらに周辺への配慮を心掛けていただく内容です。



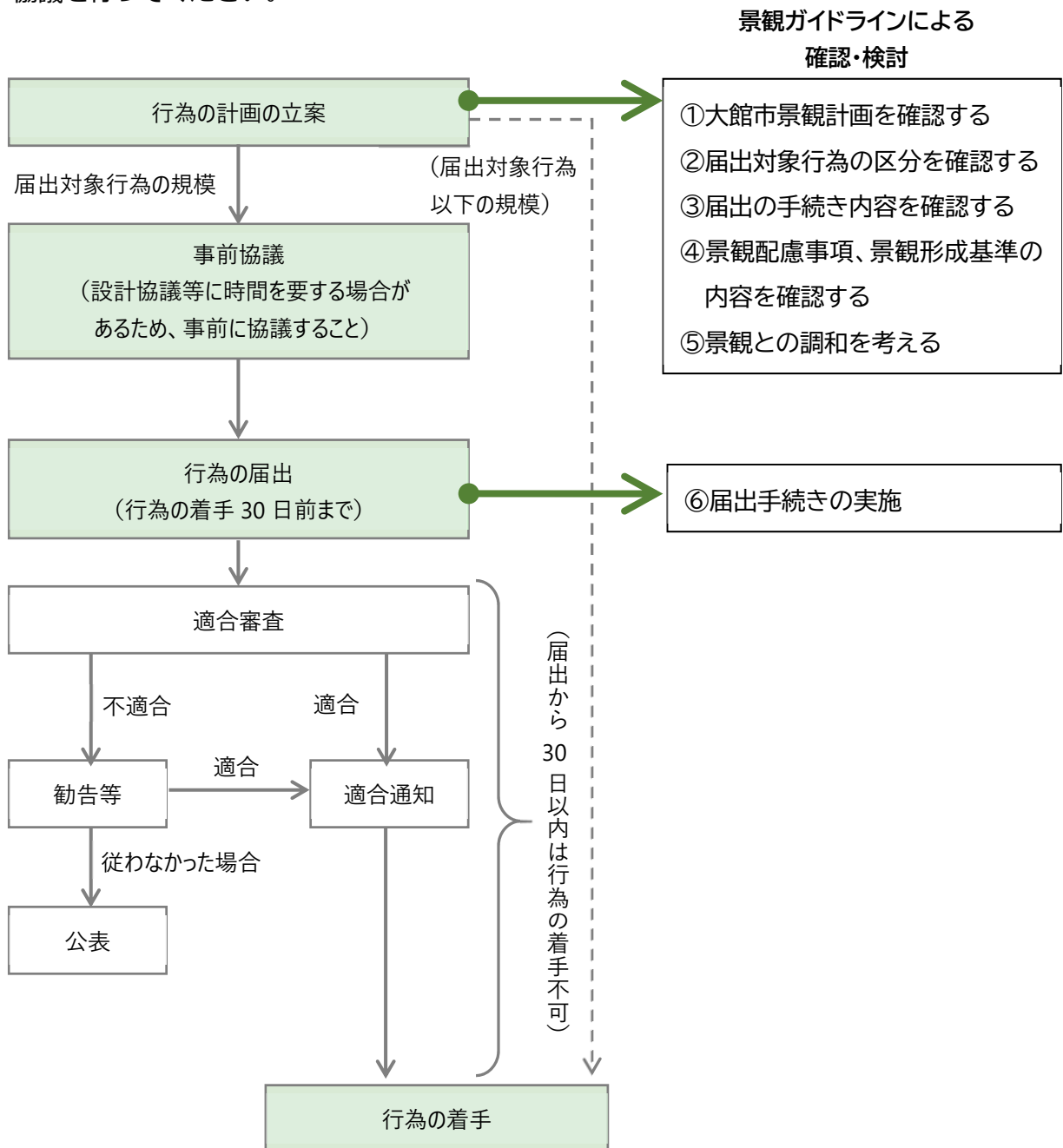
図：建築行為における景観配慮事項と景観形成基準

大館市景観計画 景観形成に向けたガイドライン（以下、「景観ガイドライン」という。）では、「景観配慮事項」や「景観形成基準」の内容を分かりやすく示し、市民・事業者及び行政がイメージを共有し、運用できる資料を目指します。

2. 景観ガイドラインの使い方

建築物や工作物の建築行為や開発行為を行う際には、その行為の規模によって、届出が必要になります。以下に示すフローに則り、計画している行為に対する届出の必要性の有無を確認した上で、必要な手続きを行ってください。

届出は建築行為等の30日前までに行う必要があります。届出の手続きを行う上で、不明な点がございましたら、担当窓口（大館市建設部都市計画課）までお問い合わせいただき、事前協議を行ってください。



図：届出の手続きフロー

① 「大館市景観計画」の策定内容について

- 大館市景観計画では、「目指すべき将来の景観像」や「良好な景観の形成に関する方針」などを示しています。
- 全ての建築行為等を対象に、景観への配慮や工夫を促しますので、届出の必要性の有無にかかわらず、大館市景観計画「第4章 景観形成の基本方針」や「第5章 景観形成に関する事項」を確認してください。

② 届出対象行為の区分について

- 届出が必要となる「届出対象行為」は次のとおりです。
- 計画を予定している行為について、届出対象に該当するか予め確認してください。

行為の種類		届出の規模	
		一般地域 (山並み・森林景観ゾーン・田園景観ゾーン、市街地景観ゾーン)	景観づくり推進地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更		高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く）	左同
工作物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの	左同
	煙突、排気塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）	高さ13mを超えるもの	左同
	遊戯施設類		
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの	左同
	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの		
	電波塔等（屋外広告物を除く。）、柱類（屋外広告物を除く。）		
	太陽光発電設備	築造面積（敷地面積）1,000㎡を超えるもの	左同
風力発電設備	高さ13mを超えるもの	左同	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	新設及び既存に追加	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの	左同
土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更		面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	左同
開発行為（都市計画法第4条第12項）		都市計画区域内：3,000㎡以上のもの 都市計画区域外：10,000㎡以上のもの	左同
木竹の伐採		－	伐採検討時、事前相談を要する

図：届出対象行為

③ **届出の手続き内容等について**

- 「届出対象」に該当する場合、本ガイドラインの「第5章 届出に必要な書類一覧」により、手続きに必要な事項を確認し、行政と事前協議を行ってください。
また事前協議後、行為の着手30日前までに行為の届出を行ってください。

④ **「景観配慮事項」と「景観形成基準」について**

- 「届出対象外行為」の場合、本ガイドラインの「第2章 景観配慮事項」を確認し、チェック項目により、基準を満たしているか確認してください。
- 「届出対象行為」の場合、本ガイドラインの「第2章 景観配慮事項」及び「第3章 景観形成基準」を確認し、チェック項目により、基準を満たしているか確認してください。

⑤ **周辺の景観との調和について**

- 「景観配慮事項」や「景観形成基準」のチェック項目を踏まえた上で、周辺の景観との調和について再考し、必要に応じて、計画の見直しを検討してください。

第2章 景観配慮事項

1. 景観配慮事項の一覧

(1) 建築物・工作物

1) 土地利用に応じた基準〈共通事項〉

位置・配置	<ul style="list-style-type: none">・周辺及び敷地内の建築物などと調和した配置とする。・道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間の確保に努める。・景観資源や景観重要建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。
規模・高さ	<ul style="list-style-type: none">・周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	<ul style="list-style-type: none">・建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。・建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。・周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。・ベランダ、バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。・建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。・通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観に合わせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。・建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、対候性、耐色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・周辺の町並み、山並み、田園との調和に配慮する。・壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせに配慮する。・建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。・工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。
敷地	<ul style="list-style-type: none">・建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。・植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。
視点場からの眺望	<ul style="list-style-type: none">・周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。・河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。・既存の建築物は老朽化による破損など放置せず、できる限り適切な維持管理に努める。

2) 太陽光発電設備〈個別事項〉

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・規模や地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるようにする。 ・主要な道路や公園等から見える場所、住宅地に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や住宅等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等による緩衝帯を設けて目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。 ・主要道路や住宅敷地等に隣接する場合は、太陽光パネルを境界から1 m以上後退させる。 ・文化財、景観資産、景観重要建造物や景観重要樹木などの接近を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設ける。 ・稜線や斜面上部、高台等、周辺から見通せる場所は極力避け、やむを得ない場合は尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。 ・山の斜面に設置する場合は、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在を軽減させるため、太陽光パネルの分散配置やパネル周辺での樹木の設置など、景観に配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則、低彩度の目立たない色彩とする。
意匠及び形態	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを抑え、周辺の景観になじまない著しく突出したものとしなない。 ・低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用する。
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナーやキュービクル、フェンス等は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐなど維持管理に努める。 ・太陽光発電設備を廃止する際に適切な撤去・処分について計画を行うとともに、廃止の際は速やかに撤去を行い、現状復帰に努める。

3) 風力発電設備〈個別事項〉

位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な風力発電設備の設置は避けること。また、用途地域内（工業系は除く）には原則設置しない。 ・周辺の住宅等からなるべく距離をとった位置とすること。 ・地形を活かし、見え方を最小化する位置とする。 ・地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とする。 ・地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、天然記念物等の自然やシンボルとなる山等の景観に影響を与える位置は避ける。 ・主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とする。 ・風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努める。 ・付帯設備は周辺環境と調和を考慮し、目隠し等の設置に努める。 ・樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限に努める。

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<共通事項>

貯蔵又は集積の方法	<ul style="list-style-type: none">・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法の工夫に努める。・周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑える。
遮へい	<ul style="list-style-type: none">・行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう掘や囲い等の遮へいに努める。

(3) 土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更<共通事項>

遮へい	<ul style="list-style-type: none">・行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくするよう努める。
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none">・長大な法面又は擁壁を生じさせないように努める。・法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。・周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none">・行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらの保存に努める。

(4) 開発行為<共通事項>

土地の形状	<ul style="list-style-type: none">・周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないように努める。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・行為地内はできる限り緑化するよう努める。
法面及び擁壁の造成	<ul style="list-style-type: none">・周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。

(5) 木竹の伐採<共通事項>

緑化	<ul style="list-style-type: none">・伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景に配慮する。
----	---

2. 配慮事項の解説

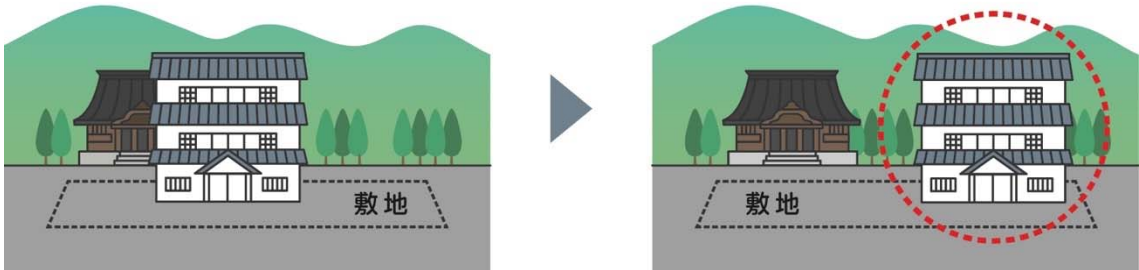
(1) 建築物・工作物

1) 土地利用に応じた基準〈共通事項〉

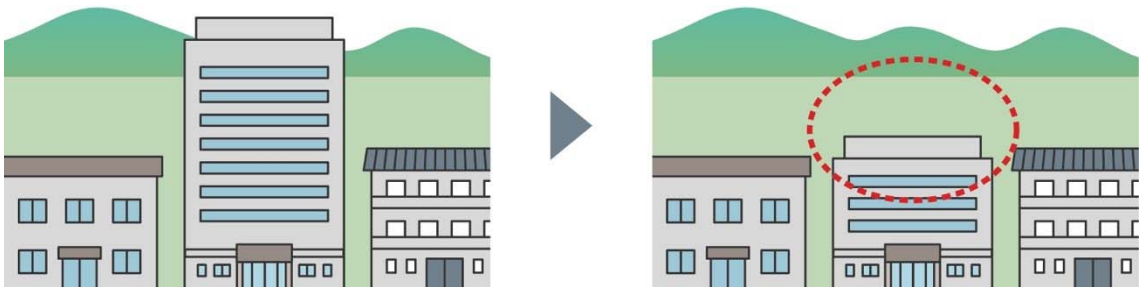
①位置・配置

配慮事項	●周辺及び敷地内の建築物などと調和した配置とする。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面や前面道路に面した敷地境界線に配慮した配置としているか。 <input type="checkbox"/> 可能な範囲で、隣接建物との壁面の調和を図った配置としているか。

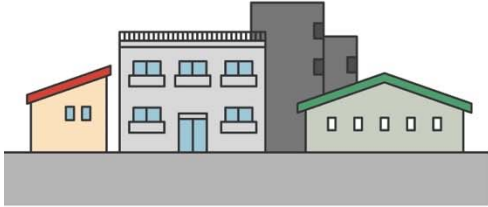
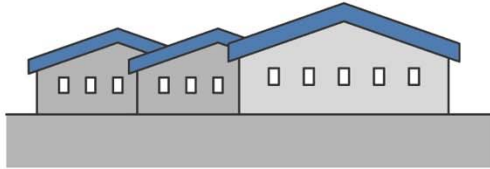

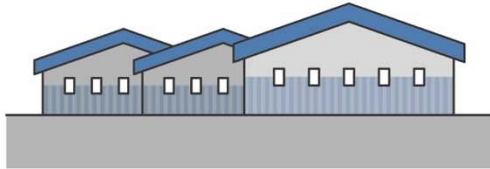
配慮事項	●道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間の確保に努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 道路境界線や隣地境界線から建築物までの距離にできる限りゆとり（1m程度のセットバックが望ましい）を持たせ、圧迫感を与えないように配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 十分な後退距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置や、建築上の上層階を後退させるなどにより、圧迫感を与えないように配慮しているか。



配慮事項	●景観資源や景観重要建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周辺の町並みとの調和や連続性の確保に配慮した配置としているか。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点、景観形成軸、視点場等）から、景観資源や景観重要建造物等の眺望が妨げられないよう配慮した配置としているか。

②規模・高さ

配慮事項	●周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。 <input type="checkbox"/> 背後の山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。 <input type="checkbox"/> 周辺の町並みに対して、突出した高さとなっていないか。 <input type="checkbox"/> 大きさについても周辺の景観との調和に配慮しているか。

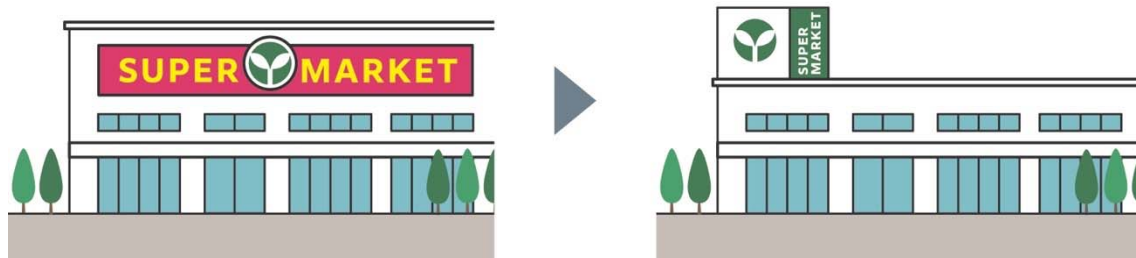
③形態・意匠・素材

配慮事項	●建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>配置や規模、形態に統一感がない施設群</p> </div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="text-align: center;">  <p>配置や規模、形態に配慮した施設群</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>統一感のない壁面デザインの施設群</p> </div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="text-align: center;">  <p>統一感のある壁面デザインの施設群</p> </div> </div>	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 建築物全体としてまとまりのある形態としているか。 <input type="checkbox"/> 壁面デザインなどについて、一体感のある意匠や素材としているか。

配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ●周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="font-size: 2em;">▶</div>  </div>	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 隣接する建築物などと比べて、際立った外観となっていないか。

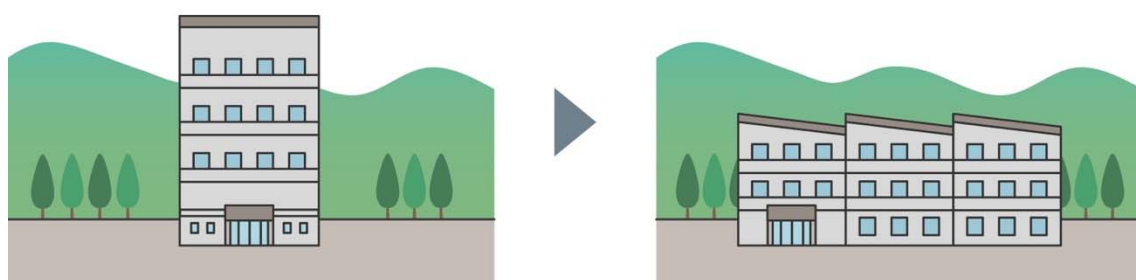
<p>配慮事項</p>	<p>●ベランダ、バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。</p>
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外壁部の屋外付帯施設・設備（屋外階段、ベランダ、配管等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 屋上部の屋外付帯施設・設備（給水施設、屋外機等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮するとともに、物干場や設備などが通りから見えないよう工夫しているか。 <input type="checkbox"/> アンテナ類は、可能な限り共有化を図り、すっきりとしているか。

配慮事項	●建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。
------	--



チェック項目	<input type="checkbox"/> 看板及び広告塔は、必要最小限の大きさや箇所となるよう配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 建築物及び周辺の景観との調和に配慮したデザイン、色彩としているか。
--------	---

配慮事項	●通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観に合わせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。
------	---



チェック項目	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に合わせ、適度に壁面や屋根を区分した形態・意匠としているか。
--------	--

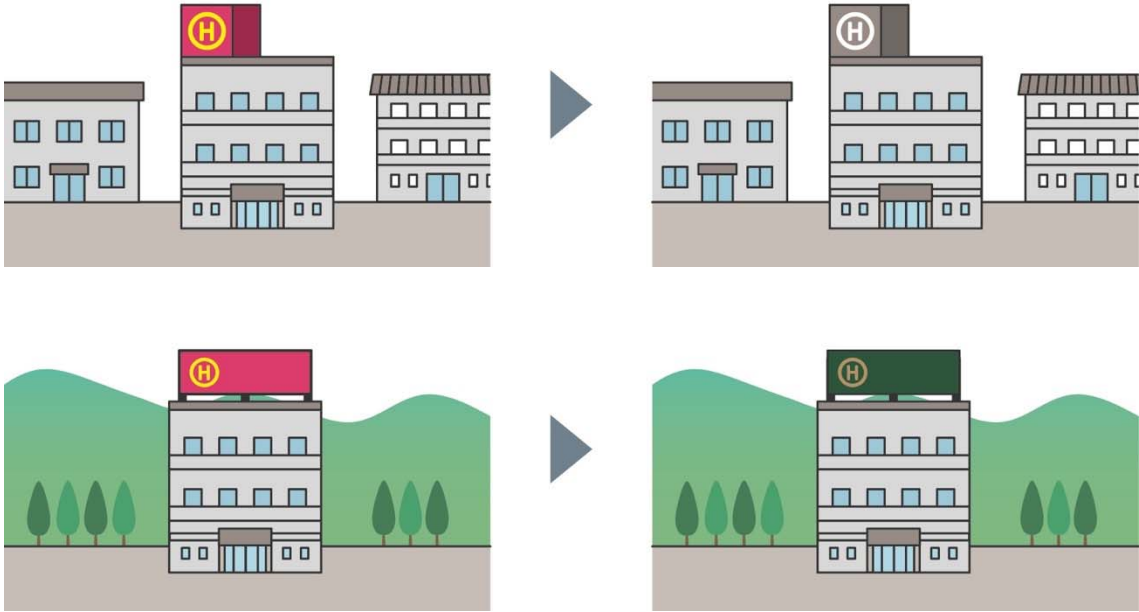
配慮事項	●建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、対候性、耐色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。
------	--

チェック項目	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物に合わせた素材や材料が用いられているか。 <input type="checkbox"/> 長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる素材・材料を用いているか。
--------	--

④色彩

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の町並み、山並み、田園との調和に配慮する。 ●壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせに配慮する。
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の外観（屋根や外壁）の色彩は、周辺景観との調和に配慮した落ち着いたものがあるものを基調としているか。 <input type="checkbox"/> 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 	
<p style="text-align: center;">配管やダクト類を集約化・ 整除し、外壁色と同色で仕上げ</p> <p style="text-align: center;">ルーバーや緑化等による 遮へい</p> <p style="text-align: center;">建築物と形態・仕上げ・色彩を 揃えて一体化する</p> <p style="text-align: center;">ルーバー等による 遮へい</p>		
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築設備等は集約化・整除した上で、建築物外壁色と同色での仕上げとしているか。 <input type="checkbox"/> ルーバーや緑化等による遮へいを施すなど、調和するものとしているか。 	

配慮事項	● 工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。
	
チェック項目	□ 工作物は、建築物外壁色と同系色や、落ち着いた色彩としているか。

⑤敷地

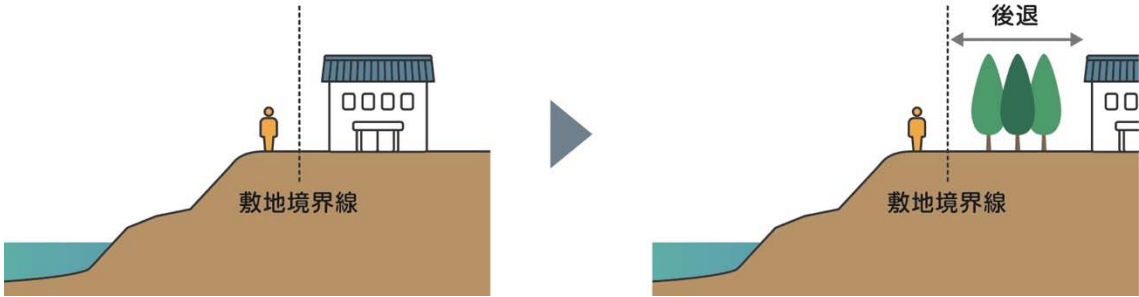
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ● 植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。
	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> □ 道路や公共空間から見える場所を中心に、植栽をほどこしているか。 □ 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。 □ 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

⑥視点場からの眺望

<p>配慮事項</p>	<p>●周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。</p>
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 背後の山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。 <input type="checkbox"/> 周辺の町並みに対して、突出した高さとなっていないか。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。

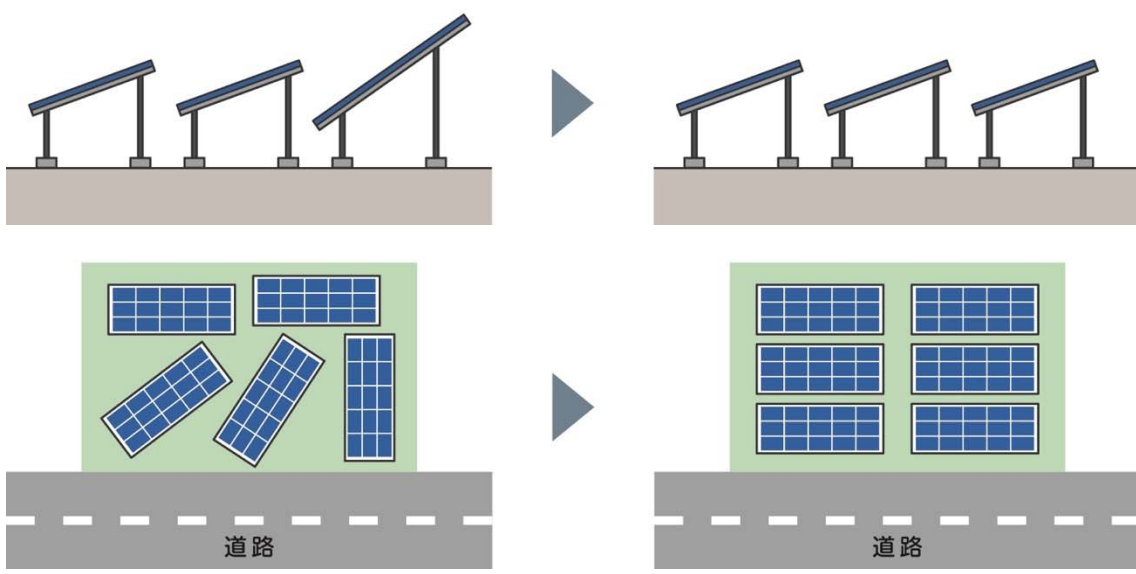
⑦その他

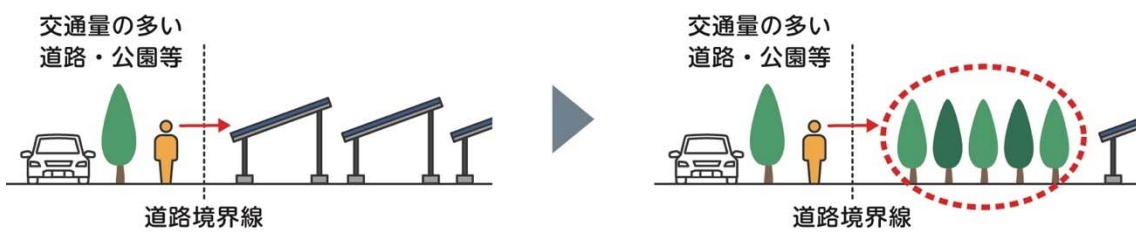
<p>配慮事項</p>	<p>●自動販売機やゴミ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。</p>
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自動販売機やゴミ置き場は、車や歩行者の通行の妨げにならず、住環境、景観に配慮して設置されているか。 <input type="checkbox"/> 駐車場利用者の安全性に配慮しつつ、周辺からの眺めに配慮しているか。

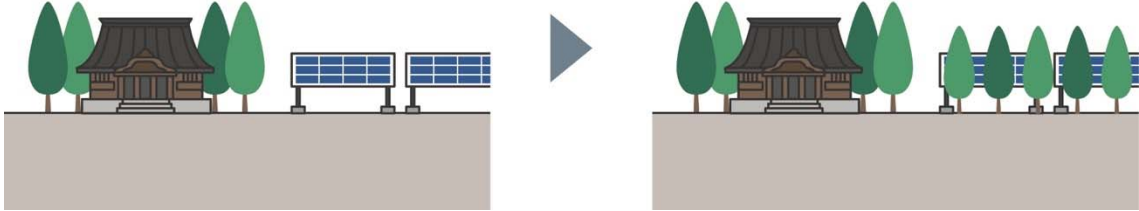
<p>配慮事項</p>	<p>●河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。</p>
	
<p>チェック項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 敷地境界線から建築物や工作物までの距離に出来る限りゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置などにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>●既存の建築物は老朽化による破損など放置せず、できる限り適切な維持管理に努める。</p>
<p>チェック項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 建築後、清掃や日常・保守点検、修繕や改修などにより、建築物の維持管理について配慮しているか。</p>

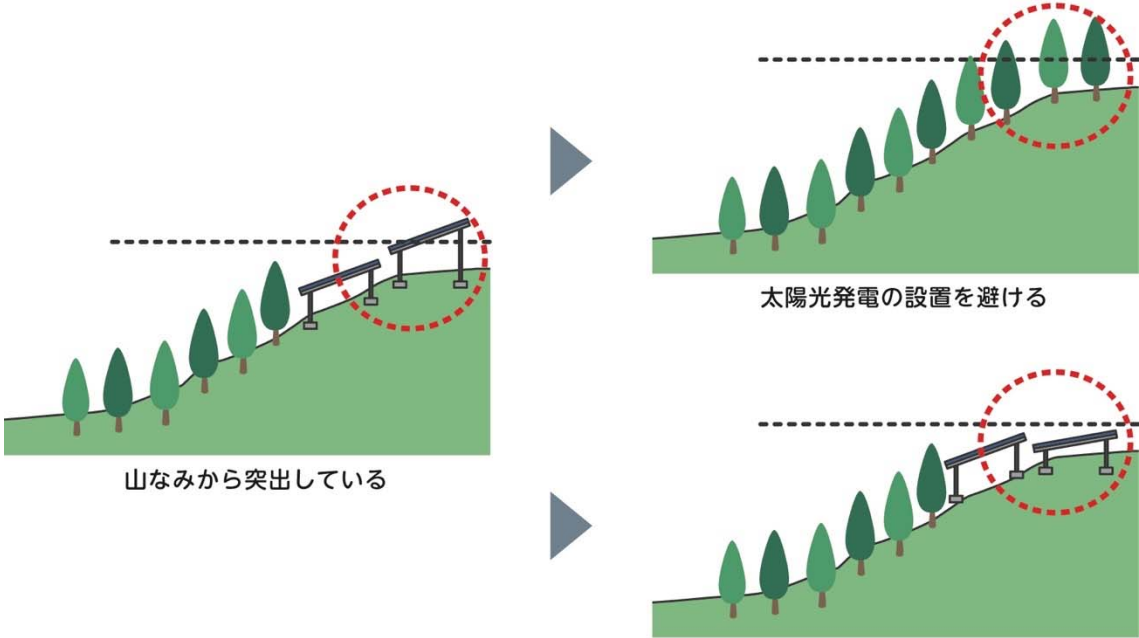
2) 太陽光発電設備<個別事項>

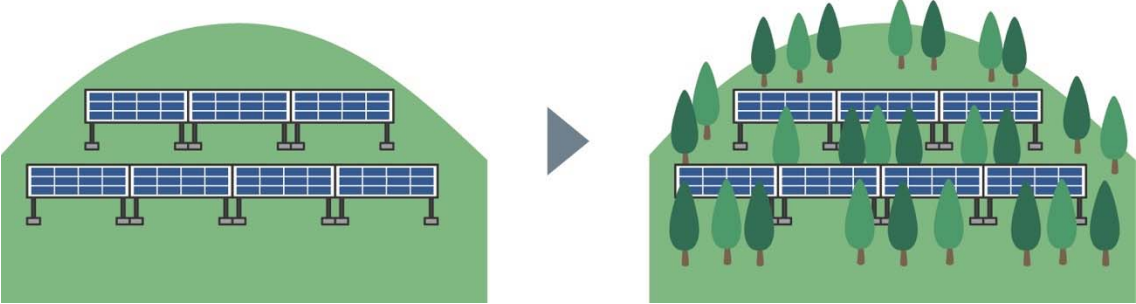
①全体

配慮事項	●規模や地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるようにする。
	
チェック項目	□ 規模や地形に応じて、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えているか。

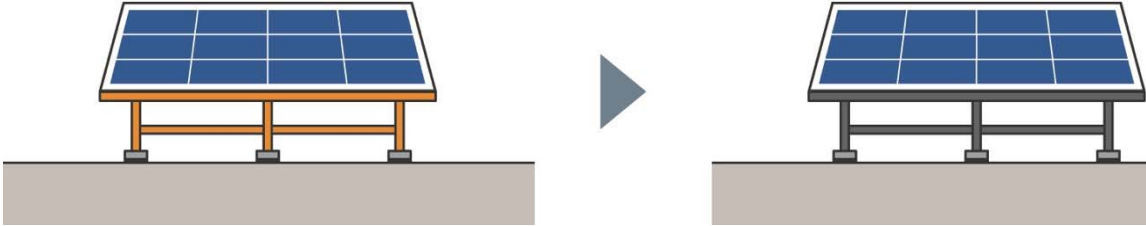
配慮事項	<p>●主要な道路や公園等から見える場所、住宅地に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺の景観や住宅等への圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等による緩衝帯を設けて目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。</p> <p>●主要道路や住宅敷地等に隣接する場合は、太陽光パネルを境界から1 m以上後退させる。</p>
	
チェック項目	<p>□ 主要な道路や公園から見える場所や住宅地に隣接する場合、敷地境界線からの後退や太陽光の反射などに配慮しているか。</p> <p>□ 植栽等による緩衝帯を設けて目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにしているか。</p> <p>□ 太陽光パネル周辺での樹木の伐採を必要最低限としているか。</p>

<p>配慮事項</p>	<p>●文化財、景観資産、景観重要建造物や景観重要樹木などの接近を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設ける。</p>
	
<p>チェック項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 周辺に文化財、景観資産、景観重要建造物や景観重要樹木等がある場合、接近を避けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> やむを得ない場合は、植栽等による緩衝帯を設けているか。</p>


<p>配慮事項</p>	<p>●稜線や斜面上部、高台等、周辺から見通せる場所は極力避け、やむを得ない場合は尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。</p>
	
<p>チェック項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 稜線や斜面上部、高台等、周辺から見通せる場所への設置は避けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> やむを得ない場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にしているか。</p>

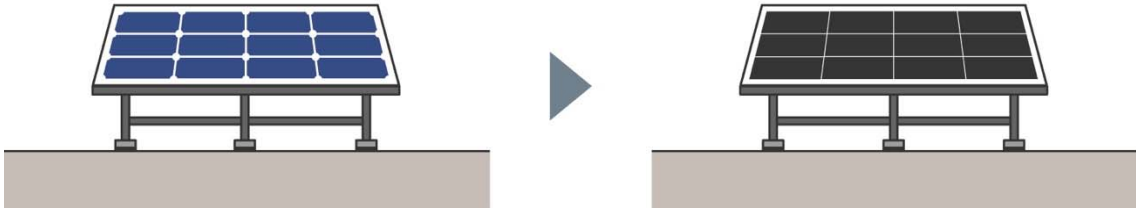
配慮事項	●山の斜面に設置する場合は、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在を軽減させるため、太陽光パネルの分散配置やパネル周辺での樹木の設置など、景観に配慮する。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルの分散配置やパネル周辺に樹木を設置するなど、周辺環境に配慮しているか。

②色彩


配慮事項	●太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則、低彩度の目立たない色彩とする。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、フレーム、架台等は、黒や濃紺系の低彩度で目立たない色彩のものか。

③意匠及び形態

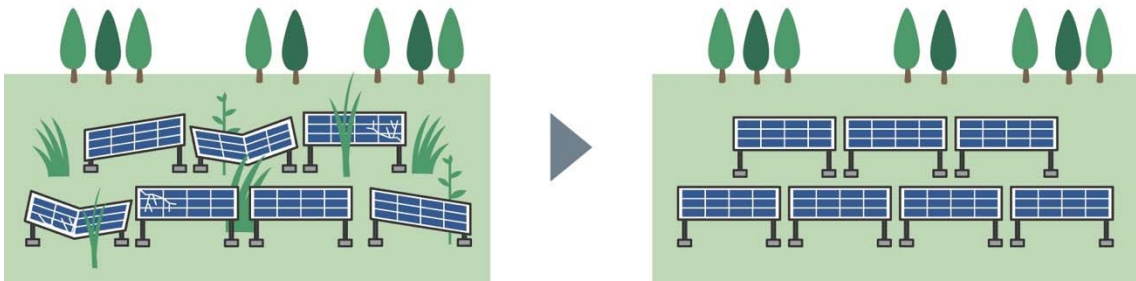
配慮事項	●高さを抑え、周辺の景観になじまない著しく突出したものとし不要。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 高さや著しく突出したものとし不要など、周辺の住環境や景観に配慮したものとしているか。

配慮事項	●低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用する。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルは、低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用しているか。

④付帯設備

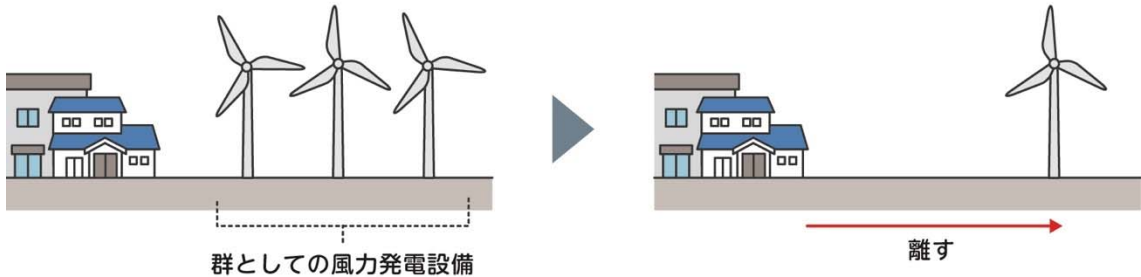
配慮事項	●パワーコンディショナーやキュービクル、フェンス等は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> パワーコンディショナーやキュービクル、フェンス等は、周辺の景観と調和した色彩や低彩度のものとしているか。

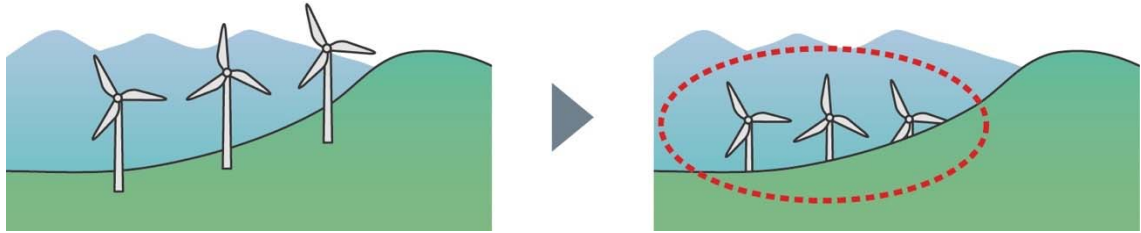
⑤その他


配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐなど維持管理に努める。 ●太陽光発電設備を廃止する際に適切な撤去・処分について計画を行うとともに、廃止の際は速やかに撤去を行い、現状復帰に努める。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設や敷地内での、定期的な保守点検や必要に応じて修繕を行うなど、適切な維持管理を考えているか。 <input type="checkbox"/> 廃止の際、速やかな撤去や、現状復帰について計画しているか。

3) 風力発電設備 <個別事項>

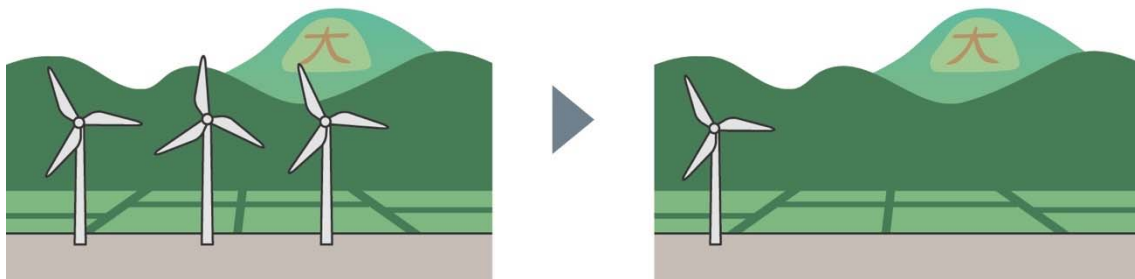
①位置・規模

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な風力発電設備の設置は避けること。また、用途地域内（工業系は除く）には原則設置しない。 ●周辺の住宅等からなるべく距離をとった位置とすること。
	
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 大規模な風力発電設備ではないか。 <input type="checkbox"/> 用途地域内（工業系は除く）ではないか。 <input type="checkbox"/> 周辺の住宅等から、なるべく距離をとった位置としているか。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地形を活かし、見え方を最小化する位置とする。
	
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地形の活用などにより、見え方を最小化する位置としているか。

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地形や背景の山並みなどの眺望に配慮し、稜線を超えることがない位置・規模とする。
	
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> スカイラインを切断しない位置や規模としているか。

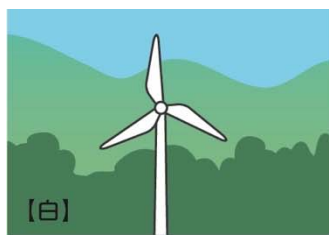
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の代表的な景観資源である寺社仏閣、天然記念物等の自然やシンボルとなる山等の景観に影響を与える位置は避ける。 ●主要な展望地からの眺望への影響を極力回避すること。やむを得ず設置する場合は、高さを極力低くする。
------	---



チェック項目	<input type="checkbox"/> 眺望対象への影響を極力小さくする位置や規模としているか。
--------	---

②色彩

配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とする。 ●風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一する。
------	--



【白】

最も一般的に採用されている色彩。清潔感を与えるが、コントラストが強く目立ちやすい。



【暗灰】

背景が山稜や樹林の場合に調和性が高く、空の場合にもまずまず。オールラウンド的。



【明灰】

背景が空の場合、調和性が高い。背景が山稜の場合でも「白」より調和性が高い。

チェック項目	<input type="checkbox"/> 風力発電設備は、周辺環境と調和する色彩としているか。 <input type="checkbox"/> 風力発電設備を複数設置する場合は、同色で統一しているか。
--------	--

③その他

配慮事項	●施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 施設内配線及び発電所からの電力系統へつなぐ電源線は、地中化されているか。

配慮事項	●付帯設備は周辺環境と調和を考慮し、目隠し等の設置に努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 付帯設備は、周辺環境との調和を考慮し、植栽やフェンスなどの目隠し等を設置するものとしているか。

配慮事項	●樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限に努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限としているか。

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<共通事項>

①貯蔵又は集積の方法

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な視点場（眺望点）や道路から見えないう、集積又は貯蔵の位置や方法の工夫に努める。 ●周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑える。
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地境界線からできる限り距離をとるよう配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 積み上げは、できる限り整然としているか。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望地からの見え方を確認し、行為地の場所を工夫しているか。 <input type="checkbox"/> やむを得ず見える場合は、範囲を狭めたり植栽を施す等の配慮を行っているか。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑えているか。

②遮へい

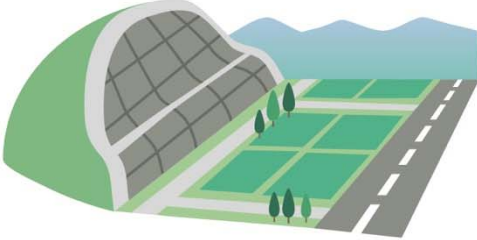
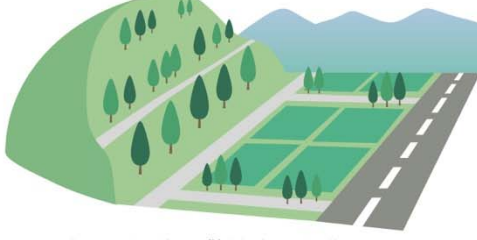
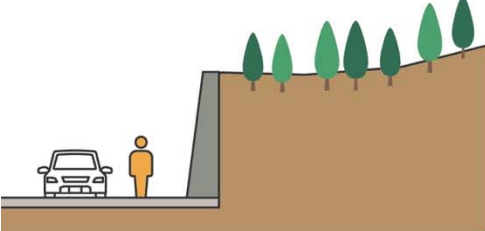
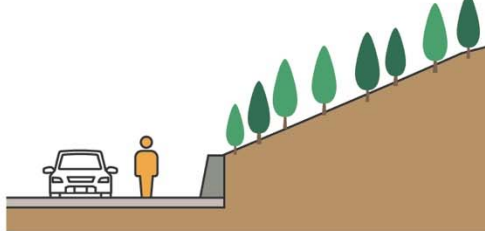
<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう堀や囲い等の遮へいに努める。
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出入口は、できる限り限定するよう工夫されているか。 <input type="checkbox"/> 緑化や仮囲いなどにより周囲からの遮蔽に配慮しているか。

(3) 土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更<共通事項>

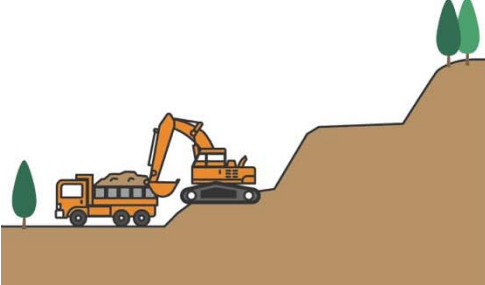
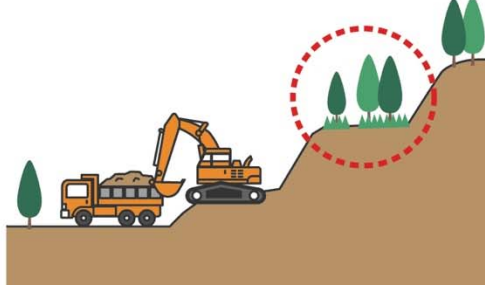
①遮へい

<p>配慮事項</p>	<p>●行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくするよう努める。</p>
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出入口は、できる限り限定するよう工夫されているか。 <input type="checkbox"/> 行為地を外から見えにくくするため、敷地内に緑化を図っているか。 <input type="checkbox"/> 緑化が難しい場合、遮へいのために、フェンスなどの設置を行っているか。

②跡地の形状

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●長大な法面又は擁壁を生じさせないように努める。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ●周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">法面の緑化や敷地内の緑化により、 周辺景観との調和を図る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">法面との組み合わせにより、 擁壁高さを低くし、圧迫感を軽減</p>	
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 長大な法面はできる限りゆるやかな勾配にしたり、擁壁などを生じさせないように周辺の地形と滑らかに連続させるなどの工夫を行っているか。 <input type="checkbox"/> 敷地内に積極的に緑化を図っているか。

③跡地の緑化

<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化に努める。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
<p>チェック項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> できる限り、緑化を図っているか。

④その他

配慮事項	●行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらの保存に努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 現存する優れた樹木の保全・活用に配慮しているか。

(4) 開発行為<共通事項>

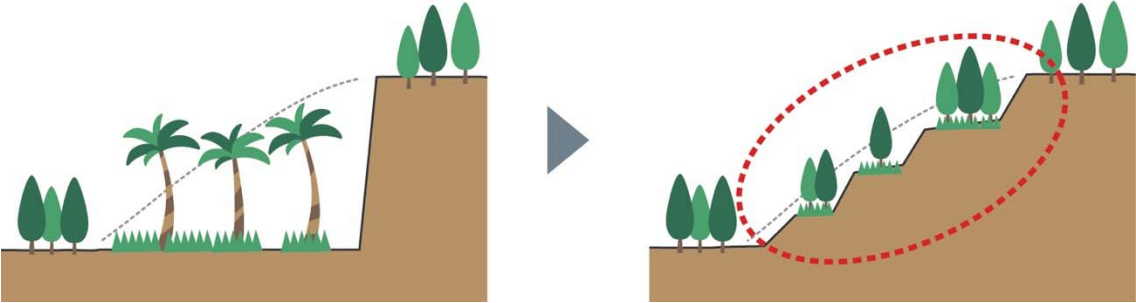
①土地の形状

配慮事項	●周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないように努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 主要な視点場（眺望点）からの眺望を擁壁などにより著しく損なうことがないように配慮しているか。 <input type="checkbox"/> できる限り、長大な法面、擁壁などを生じさせないよう工夫を行っているか。

②土地の緑化

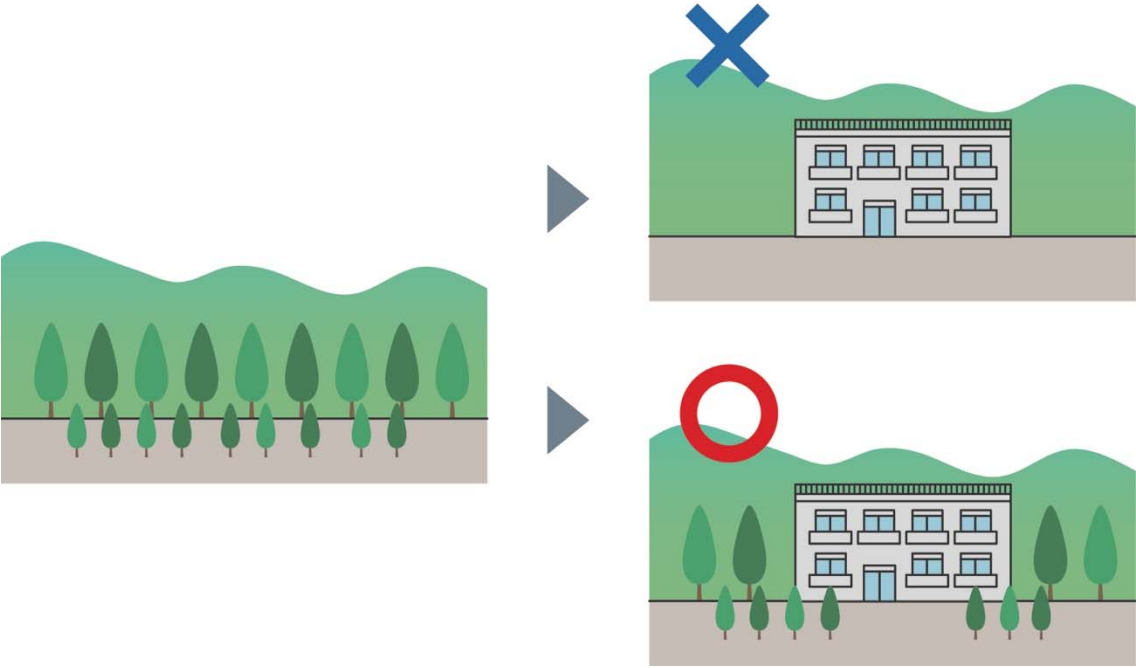
配慮事項	●行為地内はできる限り緑化するよう努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 敷地内に積極的に緑化を図っているか。

③法面及び擁壁の造成

配慮事項	●周辺の植生と調和した法面の緑化に努める。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 敷地内に積極的に緑化を図っているか。 <input type="checkbox"/> 法面との組み合わせにより擁壁高さを低く抑えるなど、長大な法面、擁壁などを生じさせないよう工夫しているか。

(5) 木竹の伐採<共通事項>

①緑化

配慮事項	●伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景に配慮する。
	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採は最小限にし、保全に努めているか。 <input type="checkbox"/> 伐採後は緑化による修景等に配慮しているか。

第3章 景観形成基準

1. 景観形成基準の一覧

(1) 建築物・工作物

1) 土地利用に応じた基準〈共通事項〉

色彩	<ul style="list-style-type: none">・彩度は6以下とし、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園と調和させる。・壁面に複数の色や彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、壁面の面積の10%以内とし、周囲の色彩との調和や色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。
敷地	<ul style="list-style-type: none">・敷地の周囲は、中・高木や生け垣により緑化し、道路から後退してできる空間は、積極的な緑化に努める。・駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。・道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減など、歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。

2) 太陽光発電設備〈個別事項〉

全体	<ul style="list-style-type: none">・主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽光パネル等を境界から1m以上後退させ、空地を確保する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則黒や濃紺系、低彩度の目立たない色彩、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩とする。
意匠及び形態	<ul style="list-style-type: none">・高さは最低限とし、周辺の景観になじまない著しく突出したものとし、ない。・低反射性又は防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。

3) 風力発電設備〈個別事項〉

位置・規模	<ul style="list-style-type: none">・周辺の住宅等の敷地から500m以上距離を確保する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とする。

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積〈共通事項〉

貯蔵又は集積の方法	<ul style="list-style-type: none">・主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法を工夫する。・周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
遮へい	<ul style="list-style-type: none">・塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺と調和させる。・遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。

(3) 土石等の採取、鉋物の採掘、土地の区画形質の変更<共通事項>

遮へい	・行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに努める。
跡地の形状	・長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ・周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。
跡地の緑化	・行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
その他	・行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し修景に積極的に活用する。

(4) 開発行為<共通事項>

土地の形状	・地形の改編をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとする。 ・周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないようにする。
土地の緑化	・行為地内に優れた景観を形成している樹林帯（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。
法面及び擁壁の造成	・長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ・周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。

(5) 木竹の伐採<共通事項>

緑化	・伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景を行う。
----	-----------------------------

2. 景観形成基準の解説

(1) 建築物・工作物

① 色彩

形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 彩度は 6 以下とし、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園と調和させる。 ● 壁面に複数の色や彩度 6 を超えるアクセント色を使用する場合は、壁面の面積の 10% 以内とし、周囲の色彩との調和や色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の外観（屋根や外壁）の色彩は、彩度 6 以下とし、落ち着いた色彩を基調にしているか。 <input type="checkbox"/> 壁面に複数の色や彩度 6 を超えるアクセント色を使用する場合は、壁面の面積の 10% 以内とし、周囲の色彩との調和や組み合わせ、使用する面積のバランスに留意し、落ち着いたものとしているか。

② 敷地

形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地の周囲は、中・高木や生け垣により緑化し、道路から後退してできる空間は、積極的な緑化に努める。 ● 駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。 ● 道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減など、歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路や公共空間から見える場所を中心に、植栽をほどこしているか。 <input type="checkbox"/> 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。 <input type="checkbox"/> 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

2) 太陽光発電設備<個別事項>

①全体

形成基準	● 主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽光パネル等を境界から1 m以上後退させ、空地を確保する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽光パネル等を境界から1 m以上後退させ、空地を確保しているか。

②色彩

形成基準	● 太陽光パネル、フレーム及び架台は、原則黒や濃紺系、低彩度の目立たない色彩、周辺から視認可能な場合は周辺の景観と調和した色彩とする。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、フレーム、架台等は、黒や濃紺系の低彩度で目立たない色彩のものか。 <input type="checkbox"/> 周辺から視認可能な場合は、周辺の景観と調和した色彩か。

③意匠及び形態

形成基準	● 高さは最低限とし、周辺の景観になじまない著しく突出したものとししない。 ● 低反射性又は防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 高さは最低限とし、著しく突出したものとしていないか。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネルは、低反射性又は防眩性が高いものとし、模様が目立たないものを使用しているか。

3) 風力発電設備<個別事項>

①位置・規模

形成基準	● 周辺の住宅等の敷地から500m以上距離を確保する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周辺の住宅等から、500m以上距離を確保しているか。

②その他

形成基準	● 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とする。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限としているか。

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<共通事項>

①貯蔵又は集積の方法

形成基準	●主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法を工夫する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 敷地境界線からできる限り距離をとるよう配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望地からの見え方を確認し、行為地の場所を工夫しているか。 <input type="checkbox"/> やむを得ず見える場合は、範囲を狭めたり植栽を施す等の配慮を行っているか。

形成基準	●周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然とされているか。

②遮へい

形成基準	●塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺と調和させる。 ●遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 出入口は、できる限り限定するよう工夫されているか。 <input type="checkbox"/> 緑化や仮囲いなどにより周囲からの遮蔽に配慮しているか。

(3) 土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更<共通事項>

①遮へい

形成基準	●行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに努める。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や、フェンスの設置などにより周辺の道路からの遮へいを行っているか。

②跡地の形状

形成基準	●長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ●周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 長大な法面はできる限りゆるやかな勾配にしたり、擁壁などを生じさせないように周辺の地形と滑らかに連続させるなどの工夫を行っているか。 <input type="checkbox"/> 周辺の植生と調和した法面の緑化を行っているか。

③跡地の緑化

形成基準	●行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採後の法面等は、速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うものか。

④その他

形成基準	●行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し修景に積極的に活用する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し修景に積極的に活用するものとなっているか。

(4) 開発行為<共通事項>

①土地の形状

形成基準	●地形の改編をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとする。 ●周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないようにする。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないように配慮しているか。

②土地の緑化

形成基準	●行為地内に優れた景観を形成している樹林帯（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 行為地内に優れた景観を形成している樹林帯（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的な活用を図っているか。

③法面及び擁壁の造成

形成基準	●長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ●周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周囲の植生と調和した法面の緑化を図っているか。 <input type="checkbox"/> 法面との組み合わせにより擁壁高さを低く抑えるなど、長大な法面、擁壁などを生じさせないように工夫しているか。

(5) 木竹の伐採<共通事項>

①緑化

形成基準	●伐採は必要最低限とし、伐採後は緑化による修景を行う。
チェック項目	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採は最小限にし、保全に努めているか。

第4章 色彩に関する事項

届出対象行為のうち、景観への影響が大きな要素となる建築物や工作物等の色彩について、本市では現状、秋田県の「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」に則り運用しています。

今後も、現状の運用を継続する（県ガイドラインへ準拠）ものとしします。

ただし、今後、景観づくり推進地区や景観資産等による市民等の景観形成に関わる意識が向上した場合、色彩基準への規制強化への機運が高まった場合などには、本市の地域特性に応じた「色彩基準」を検討します。

■届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」（以下「色彩ガイドライン」という。）を定め、この基準に沿って景観保全を図ることにしています。

- ① 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- ② 色彩を組み合わせる場合は、使用する色彩相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- ③ 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- ④ 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の運用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次のとおり決めました。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

■なぜ彩度6以下か

建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

● 樹木の緑

光を通して見るためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

● 晴天の空

現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。



色のしくみ

【色の三属性】

私たちの目は多くの色を認識することができますが、これは色相・明度・彩度という3つの要素を感じているからです。この3つの要素を色の三属性といい、次のことを表します。

■色相(色み)

赤・黄・緑……といった色あいのちがいを表しています。なお白や黒など色相のない色もあり、これらは彩度もないことから無彩色といわれています。

■明度(明るさ)

明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。理想的な白を10、理想的な黒を1と考えて、明度はその間の数値をとります。

■彩度(あざやかさ)

鮮やかな、にぶいといった色みの強さを表しています。無彩色を彩度0と考え、色みが強くなるにつれてその数値が大きくなります。

【色相環】

赤・黄・青などの色あいの違う色をよく似た順番に並べていくと、色相の輪ができます。これを「色相環」といい、この色相環を10等分し、さらに2等分あるいは4等分したものが一般的なものです。これらはそれぞれマンセル20色相環、マンセル40色相環と呼ばれています。

【トーン】

トーンは色調ともいわれ、どの色相にも共通して感じられる色の調子のことです。それは、明暗・濃淡・地味派手といったもので、明度と彩度の相互の関連のもとに成り立っています。

【色の表し方】

■マンセル表色系による表示

色相・明度・彩度を組み合わせ、ひとつの色を記号・数値化した表示方法です。この表示方法では、具体的な色を思いうかべるのが困難という欠点がありますが、数値に対応する色票も製作されているので、その色がどんな色かを正確にとらえることができます。なお「色彩ガイドライン」ではこの表示方法を採用しています。

■色名による表示

赤・黄緑といった基本色名や、濃い茶色・くすんだ緑色といった一般色名、桜色・スカイブルーといった慣用色名などによる表示方法です。この表示方法はなじみやすいものですが、同じ色名でも個人によって少しずつ違う色を思い描いていることもあり、誤解を招くことがあります。



図-2 マンセル20色相環
表紙の図-1を真上から見たときの色の並び

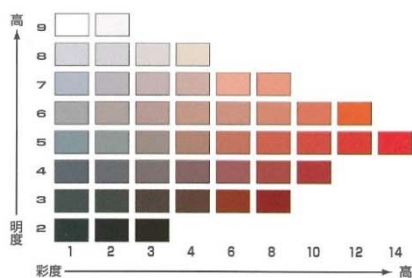


図-3 色相10Rでの明度・彩度表
表紙の図-1を色相10Rの位置で縦に切ったときの色調



アクセント色

色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的にはこの基調を尊重するべきであり、その基調は建築の一般色が示していると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合などには、その地域の景観の混乱を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。

第5章 届出に必要な書類一覧

景観計画区域内行為届出書（様式第1号）と添付図書は以下のとおりです。

様式第1号（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

大館市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	
行為の場所の区分	<input type="checkbox"/> 景観づくり推進地区 <input type="checkbox"/> その他の地域
行為の予定期間	(着手予定) 年 月 日 ~ (完了予定) 年 月 日
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更(修繕・模様替・色彩)
	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更(修繕・模様替・色彩)
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
	<input type="checkbox"/> 土石等の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採
届出内容に係る 照 会 先	住所 氏名(担当者) 電話番号
設計又は施行方法	別紙のとおり
景観形成のために 配慮した事項	
※ 受 付	年 月 日 第 号

備考 1 ※欄は、記入しないでください。

2 法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

3 該当する□にレ印を付けるか□を黒く塗りつぶしてください。

4 この届出書に別紙及び関係図書を添えて提出してください。

(別紙)

行為の種類		行為の概要				
建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	用途				
		構造	造 (一部 造)			
		階数	地上 階	地下 階		
			行為届出部分	既存部分	合計	
	外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延床面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観の変更概要			変更面積 m ²	
			仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		屋根				
	外壁					
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	種類			
			構造			
			行為届出部分	既存部分	合計	
築造面積			m ²	m ²	m ²	
外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩		築造高さ	m	m		
		外観の変更概要			変更面積 m ²	
			仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		主要部分				
<input type="checkbox"/> 土石等の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 開発行為	行為の目的及び概要					
	行為の内容	面積	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ		
		m ²	m	m		
	跡地の処理方法					
<input type="checkbox"/> 物件の堆積	行為の目的					
	堆積物の種類					
	行為の内容	面積	堆積高さ	堆積期間		
		m ²	m	日間		
遮蔽処置						
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	行為の目的					
	行為の内容	伐採樹種	高さ	伐採面積		
			m	m ²		
跡地の処理方法						
				本数		
				本		

別表第1（第4条、第6条、第12条関係）

行為の種類	図書	
	種類 (括弧内は縮尺)	明示すべき事項
建築物又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更	付近見取図（2,500分の1以上）	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物（工作物）の位置
	配置図（200分の1以上）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地内における建築物（工作物）の位置、届出に係る建築物及び工作物との別、行為の対象となる建築物（工作物）の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置 擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ
	2面以上の立面図（200分の1以上）	縮尺、方位、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料及び色彩（着色）
	カラー現況写真	敷地及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図（2,500分の1以上）	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	土地利用計画図（1,000分の1以上）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 物件の集積又は貯蔵の位置 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 緑化等の位置、樹種及び面積 隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差、付近の土地利用の現況
	断面図（1,000分の1以上）	<ul style="list-style-type: none"> 集積又は貯蔵された物件の形状 集積又は貯蔵された物件と塀等の位置 塀等の種類、形状及び色彩
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの

行為の種類	図書	
	種類 (括弧内は縮尺)	明示すべき事項
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する開発行為	付近見取図（2,500分の1以上）	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	現況図（2,500分の1以上）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び樹高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図（1,000分の1以上）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図（1,000分の1以上）	行為の前後における土地の断面
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの
木竹の伐採	付近見取図（2,500分の1以上）	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	伐採計画図（500分の1以上）	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況及び隣接する道路の位置並びに幅員
	カラー現況写真	伐採する木竹及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの

別表第2（第5条関係）

行為の種類	規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13m又は延床面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く。）	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが3mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。） ・遊戯施設類 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの 	高さが13mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。） ・柱類（屋外広告物を除く。） 	高さが30mを超えるもの
	太陽光発電設備	築造面積（敷地面積）が1,000㎡を超えるもの
	風力発電設備	高さが13mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	新設及び既存の物件への追加 高さが3m又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの	
土地等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積が3,000㎡又は法面・擁壁の高さが3mを超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内：3,000㎡以上のもの 都市計画区域外：10,000㎡以上のもの	
木竹の伐採	—	

大館市 景観計画
景観計画に向けたガイドライン

お問い合わせ：大館市 建設部 都市計画課

〒018-5792 秋田県大館市比内町扇田字新大堤下 93 番地 6

TEL：0186-43-7135 FAX：0186-55-1018

e-mail：keikan@city.odate.lg.jp